

令和 5 年 11 月 10 日
堺市上下水道局

浅香山町 3 丁ほか配水管布設工事等における不適切事案に係る継続調査の結果等について

令和 5 年 6 月 30 日に報道提供した「浅香山町 3 丁ほか配水管布設工事等に関する調査報告書」（以下「報告書」という。）の内容を踏まえ、7 月以降これまでに継続調査を行った結果及び工事費の不適切な積算による差額について、以下のとおりお知らせします。

1 令和 5 年 7 月 1 日以降の調査結果について

本事案の所管部署に限らず、契約、経理担当等を含む関係職員に聞き取り調査を実施しました。また、本事案に係る詳細の設計・積算内容を確認しました。

あわせて、工事契約請負業者との関係、市民からの要求への対応状況などの実態を把握するため、すべての局職員を対象にアンケート調査を実施しました。

これら調査の結果、報告書の内容と異なる事実は判明しませんでした。

2 工事費の不適切な積算による差額について

報告書 9 ページでは、補正割増し係数 1.6 の適用によるものと 1.14 の適用によるものとの差額について 4,469 千円（税込）を示しましたが、改めて差額を精査した結果、次のとおりとなりました。

区 分	契約金額（税込） （係数 1.6 適用）	想定契約金額（税込） （係数 1.14 適用の場合）
①当初契約金額	121,980,100 円	121,980,100 円
②1 回目変更後金額 （令和 3 年 6 月 25 日契約）	122,450,900 円	122,450,900 円
③2 回目変更後金額 （令和 3 年 9 月 24 日契約） （係数 1.6 に変更）	122,960,200 円	118,491,000 円
④最終変更後金額 （令和 4 年 3 月 9 日契約）	124,677,300 円	119,653,600 円
⑤差額 （係数 1.6④ - 係数 1.14④）	5,023,700 円（税込） 4,567,000 円（税抜）	

【参考】報告書 9 ページ

区 分	契約金額 (千円)	備 考
①契約変更前金額 (夜間施工)	122,451 (千円)	—
②契約変更後金額 (昼間施工 係数 1.6)	122,960 (千円)	①-②=509 (千円)
③想定契約金額 (昼間施工 係数 1.14)	118,491 (千円)	②-③=4,469 (千円)

3 損害賠償について

懲戒処分対象職員は、工事費の不適切な積算により上下水道局が被った損害（前頁⑤差額分）について自主的に賠償する意向を示しています。

4 市外部への情報の流出について

上下水道局の非公開情報を含む公文書等が市外部に提供されている可能性について調査を実施しましたが、具体的な事実関係を確認することはできませんでした。